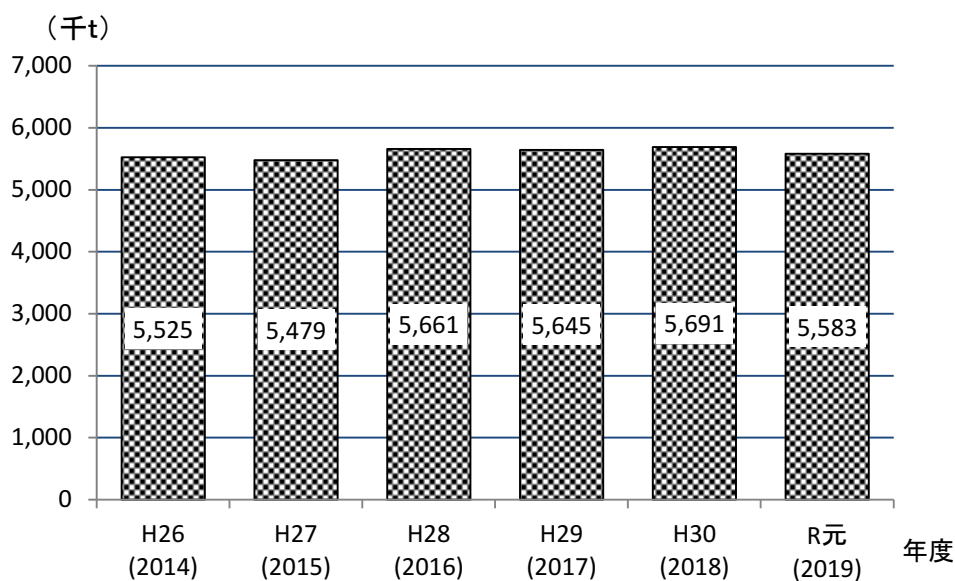


第4章 産業廃棄物

第1節 産業廃棄物の現状と課題

1. 排出量の現状と課題

産業廃棄物の排出量（農業を除く）は、平成27(2015)年度に一度減少し、その後は増加する傾向にありましたが、令和元(2019)年度には再び減少に転じました。令和元(2019)年度は5,583千トンで、第4次計画の基準年度である平成26(2014)年度（5,525千トン）と比べると、約58千トン（1.0%）の増加となっています。



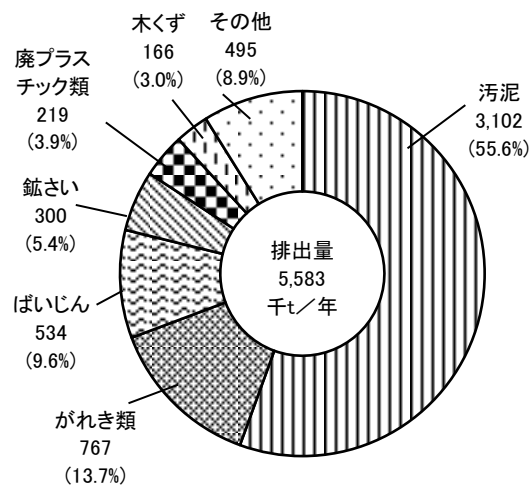
備考：平成27(2015)～30(2018)年度は簡易調査

図 4-1-1 産業廃棄物排出量の推移

(1) 産業廃棄物の排出量

ア. 種類別排出量

令和元(2019)年度の排出量を種類別にみると、汚泥が3,102千トン（排出量の55.6%）で最も多く、次いでがれき類が767千トン（同13.7%）、ばいじんが534千トン（同9.6%）、鉱さいが300千トン（同5.4%）、廃プラスチック類が219千トン（同3.9%）、木くずが166千トン（同3.0%）等となっており、この6種類で全体の91.2%を占めています。



備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-2 種類別排出量

平成26(2014)年度と比べると、排出量全体では若干増加しており、特に廃プラスチック類の増加率が高く、次いで鉱さい、ばいじんの順となっています。がれき類については排出量が減少しています。

表 4-1-1 種類別排出量の比較

(単位:千t/年)

種類	年度	H26(2014)		R元(2019)		増減率 (%)
			構成比(%)		構成比(%)	
合 計		5,525	100.0	5,583	100.0	1.0
汚 泥		2,991	54.1	3,102	55.6	3.7
が れ き 類		834	15.1	767	13.7	-8.1
ば い じ ん		477	8.6	534	9.6	12.0
鉱 さ い		267	4.8	300	5.4	12.2
廃プラスチック類		154	2.8	219	3.9	42.1
木 く ず		160	2.9	166	3.0	3.8
そ の 他		640	11.6	495	8.9	-22.6

備考:特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物の内数。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

イ. 業種別排出量

排出量を業種別にみると、製造業が3,098千トン（排出量の55.5%）で最も多く、次いで電気・水道業が1,590千トン（同28.5%）、建設業が809千トン（同14.5%）、卸・小売業が28千トン（同0.5%）等となっており、この4業種で全体の99.0%を占めています。

排出量の多い上位3業種について、平成26(2014)年度と比べると、製造業、電気・水道業は増加、建設業は減少しています。

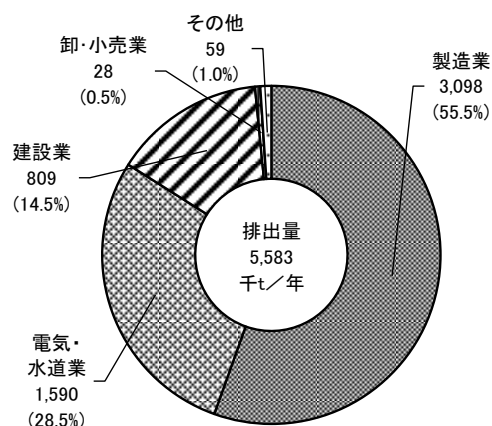


図 4-1-3 業種別排出量

表 4-1-2 業種別排出量の比較

(単位:千t/年)

業種	年度	H26(2014)		R元(2019)		増減率 (%)
			構成比(%)		構成比(%)	
合 計		5,525	100.0	5,583	100.0	1.0
製 造 業		2,961	53.6	3,098	55.5	4.6
電 気 ・ 水 道 業		1,569	28.4	1,590	28.5	1.3
建 設 業		874	15.8	809	14.5	-7.5
卸 ・ 小 売 業		28	0.5	28	0.5	0.3
そ の 他		92	1.7	59	1.0	-36.6

(2) 特別管理産業廃棄物の排出量

令和元(2019)年度の特別管理産業廃棄物の排出量は75.5千トン（産業廃棄物量の内数）、これを種類別にみると、特定有害産業廃棄物（主にばいじん、汚泥等）が21.1千トン（排出量の28.0%）で最も多く、次いで、感染性廃棄物が17.0千トン（同22.5%）、廃アルカリが15.7千トン（同20.8%）、廃油が12.0千トン（同15.9%）、廃酸が9.7千トン（同12.8%）となっています。

また、業種別では、製造業が58.0千トン（同76.8%）で、その大部分を占めています。

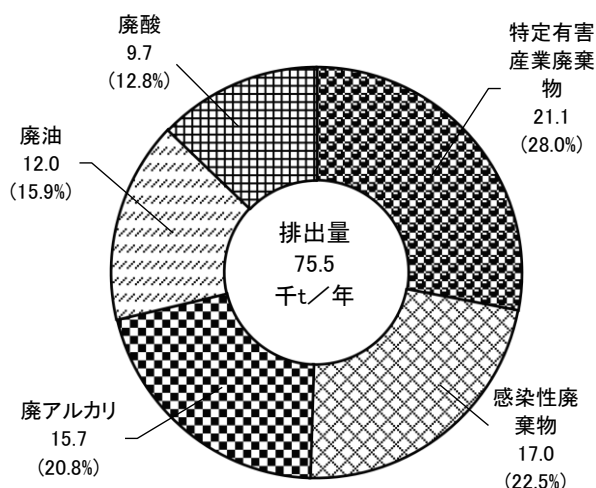
排出量の種類を平成26(2014)年度と比べると、特定有害産業廃棄物や感染性廃棄物などが大きく増加したことから、全体的に増加に転じています。

表 4-1-3 特別管理産業廃棄物の比較

(単位:千t/年)

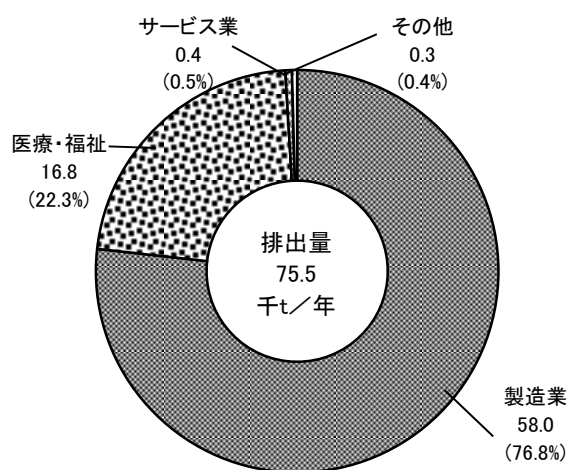
区分	年度	H26(2014)		R元(2019)		増減率(%)
			構成比(%)		構成比(%)	
産業廃棄物		5,525	100.0	5,583	100.0	1.0
特別管理産業廃棄物		57.8	1.0	75.5	1.4	30.6
特定有害産業廃棄物		2.9	5.0	21.1	28.0	629.0
感染性廃棄物		6.7	11.7	17.0	22.5	153.5
廃アルカリ		15.1	26.2	15.7	20.8	4.1
廃油		15.0	26.0	12.0	15.9	-20.1
廃酸		18.0	31.1	9.7	12.8	-46.2

備考:特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物の内数。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



備考:図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-4 種類別排出量



備考:図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-5 業種別排出量

2. 処理の現状

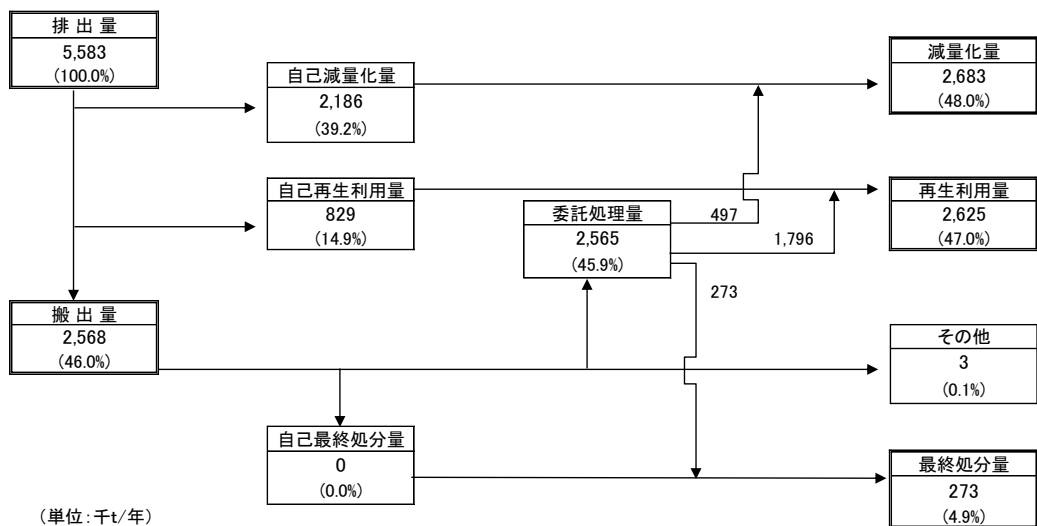
令和元(2019)年度における産業廃棄物の処理状況は、図 4-1-6のとおりです。

県内で生じた産業廃棄物の排出量5,583千トンのうち、排出事業者自らの中間処理による減量化量は2,186千トン（排出量の39.2%）、再生利用量は829千トン（同14.9%）で、これらを除いた搬出量（処理を目的に事業場等から搬出した産業廃棄物量）は2,568千トン（同46.0%）となっています。

搬出量のほとんどは処理業者等によって処理（委託処理量：2,565千トン）されており、委託処理後の内訳をみると、中間処理による減量化量が497千トン（委託処理量の19.4%）、再生利用量が1,796千トン（同70.0%）、最終処分量が273千トン（同10.6%）となっています。

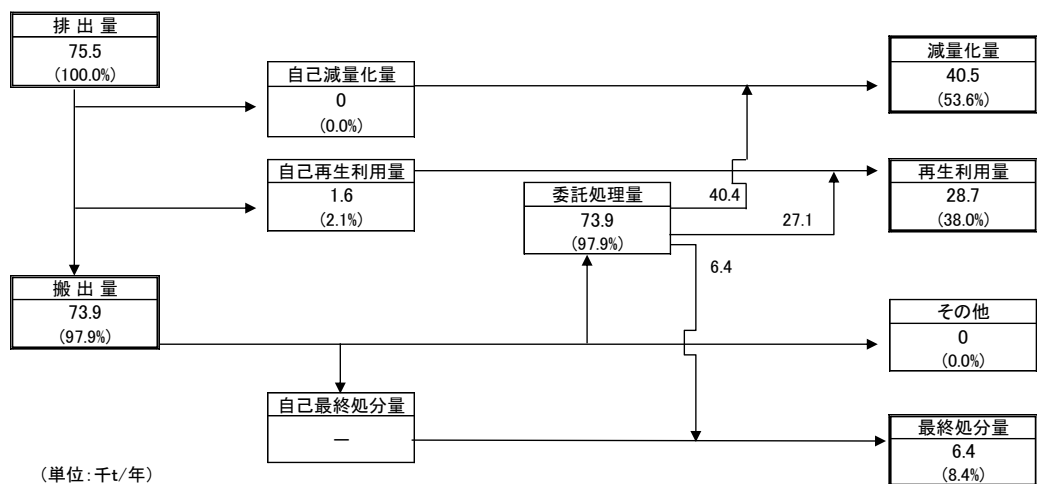
産業廃棄物の排出量及び処理の流れをまとめると、排出量5,583千トンは、脱水や焼却等の中間処理によって2,683千トン（排出量の48.0%）が減量化され、2,625千トン（同47.0%）が再生利用されており、273千トン（同4.9%）が埋立によって最終処分されています。

一方、特別管理産業廃棄物の処理状況については、図 4-1-7のとおりです。



備考: 図中の数値は、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-6 産業廃棄物の排出及び処理状況の概要



備考: 図中の数値は、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-7 特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況の概要

(1) 中間処理による減量化の現状

中間処理による減量化量は、県全体で2,683千トン、これを種類別にみると、汚泥が2,433千トン（減量化量の90.7%）で大部分を占めており、以下、廃プラスチック類が58千トン（同2.2%）、廃アルカリが56千トン（同2.1%）等となっています。

また、業種別にみると、電気・水道業が1,396千トン（同52.0%）で最も多く、次いで、製造業が1,234千トン（同46.0%）等となっています。

表 4-1-4 減量化量の比較

(単位:千t/年)

項目	年度	H26(2014)		R元(2019)		増減率 (%)
		減量化量	構成比(%)	減量化量	構成比(%)	
減 量 化 量		2,808	100.0	2,683	100.0	-4.5
自己減量化量		2,421	86.2	2,186	81.5	-9.7
委託減量化量		387	13.8	497	18.5	28.3

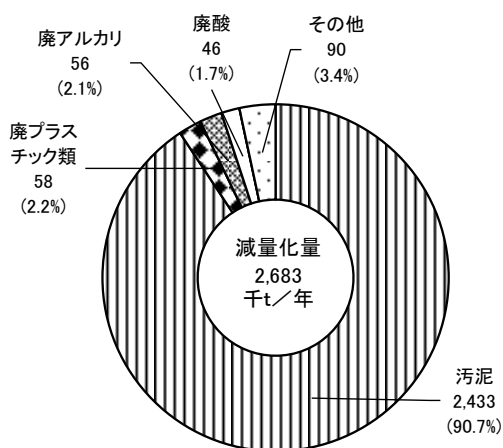


図 4-1-8 種類別減量化量

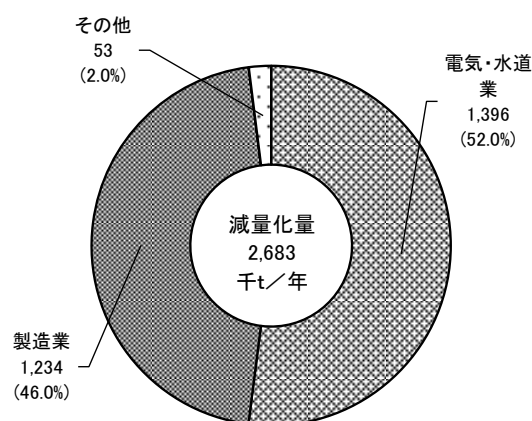


図 4-1-9 業種別減量化量

(2) 再生利用の現状

再生利用された量は、県全体で2,625千トン、これを種類別にみると、がれき類が711千トン（再生利用量の27.1%）で最も多く、次いで汚泥が577千トン（同22.0%）、ばいじんが401千トン（同15.3%）、鉱さいが263千トン（同10.0%）、燃え殻が177千トン（同6.7%）、木くずが142千トン（同5.4%）、廃プラスチック類が127千トン（同4.8%）等となっています。

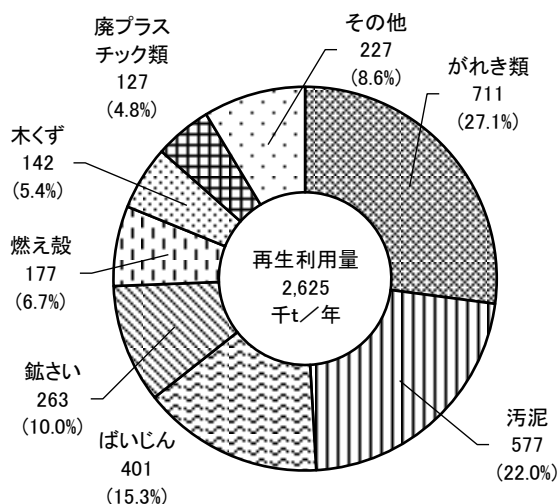
業種別でみると、製造業が1,694千トン（同64.5%）で最も多く、次いで建設業が714千トン（同27.2%）、電気・水道業が169千トン（同6.4%）となっています。

表 4-1-5 再生利用量の比較

(単位:千t/年)

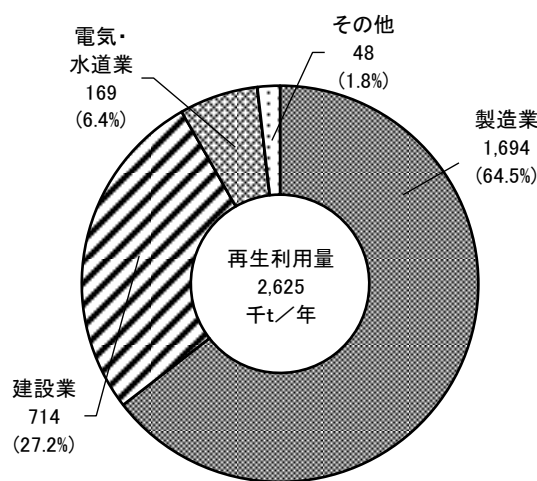
項目	年度	H26(2014)		R元(2019)		増減率 (%)
			構成比(%)		構成比(%)	
再生利用量		2,399	100.0	2,625	100.0	9.4
自己再生利用量		1,057	44.1	829	31.6	-21.6
委託再生利用量		1,342	55.9	1,796	68.4	33.8
がれき類		751	31.3	711	27.1	-5.3
汚泥		481	20.0	577	22.0	20.0
ばいじん		458	19.1	401	15.3	-12.4
鉱さい		161	6.7	263	10.0	62.8
燃え殻		41	1.7	177	6.7	327.1
木くず		131	5.5	142	5.4	8.0
廃プラスチック類		83	3.5	127	4.8	52.6
その他		291	12.1	227	8.6	-22.2

備考: 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



備考: 図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-10 種類別再生利用量



備考: 図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-11 業種別再生利用量

(3) 最終処分の現状

最終処分量は、県全体で273千トンとなっています。

最終処分量を処理主体別でみると、全てが処理業者等による委託最終処分量（273千トン）で、排出事業者による自己最終処分量は0千トン（500トン未満）となっています。

最終処分量を種類別にみると、燃え殻が65千トン（最終処分量の23.8%）で最も多く、次いでがれき類が50千トン（同18.3%）、ガラス陶磁器くずが32千トン（同11.7%）、汚泥が29千トン（同10.6%）、廃プラスチック類が28千トン（同10.3%）、鉱さいが27千トン（同9.9%）等となっています。

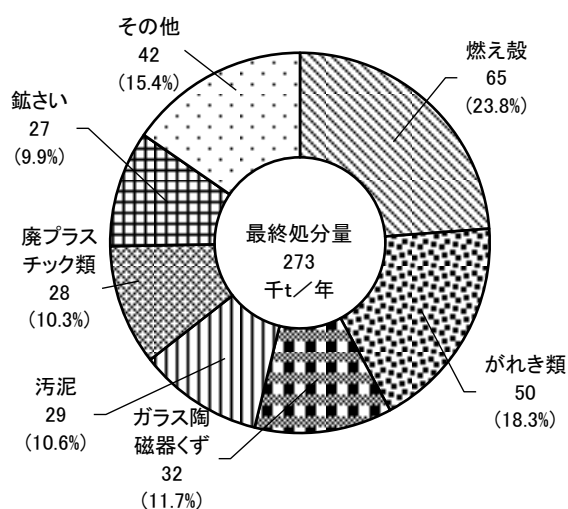
また、業種別では、製造業が170千トン（同62.3%）で最も多く、次いで建設業が70千トン（同25.6%）、電気・水道業が23千トン（同8.4%）等となっています。

表 4-1-6 最終処分量の比較

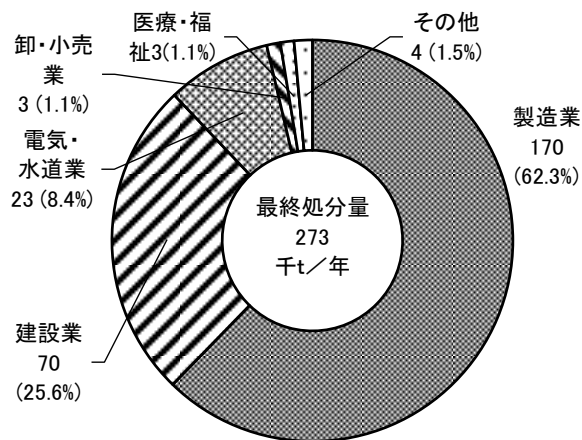
(単位:千t/年)

項目	年度	H26(2014)		R元(2019)		増減率 (%)
			構成比(%)		構成比(%)	
最終処分量		318	100.0	273	100.0	-14.2
自己最終処分量		0	0.0	0	0.0	0.0
委託最終処分量		318	100.0	273	100.0	-14.2
燃え殻		41	13.1	65	23.8	58.5
がれき類		31	9.6	50	18.3	61.3
ガラス陶磁器くず		54	17.1	32	11.7	-40.7
汚泥		41	12.8	29	10.6	-29.3
廃プラスチック類		22	6.8	28	10.3	27.3
鉱さい		94	29.7	27	9.9	-71.3
その他		34	10.8	42	15.4	23.5

備考:四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



備考: 図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



備考: 図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-12 種類別最終処分量

図 4-1-13 業種別最終処分量

3. 広域移動の現状

(1) 県外への搬出状況

令和元(2019)年度における県内の産業廃棄物の排出量は5,583千トン、このうち県外へ搬出され、処理された産業廃棄物(県外搬出量)は747千トンで、排出量の13.4%となっています。県外搬出量の処理内訳をみると、中間処理が744千トン(県外搬出量の99.6%)で大部分を占めており、最終処分は2千トン(同0.4%)となっています。

平成26(2014)年度と比較すると、県外搬出量については中間処理は大幅に増加していますが、最終処分は減少しています。

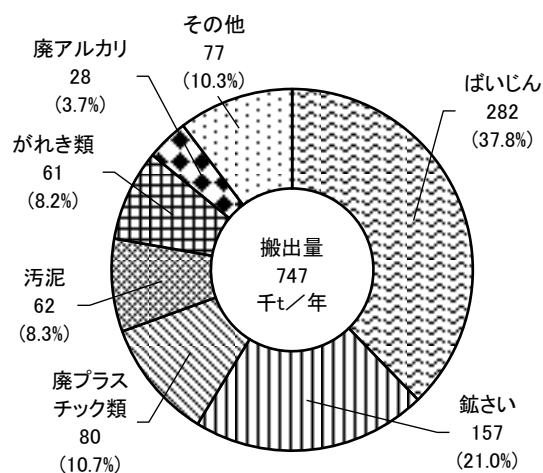
表 4-1-7 県外搬出量の処理状況

(単位:千t/年)

区分		年度	
		H26(2014)	R元(2019)
処理内訳	中間処理	443	744
	最終処分	9	2
	合計	452	747
種類内訳	ばいじん	165	282
	鉱さい	56	157
	廃プラスチック類	24	80
	汚泥	86	62
	がれき類	33	61
	廃アルカリ	12	28
	その他	76	77
	合計	452	747

備考:産業廃棄物実態調査結果(H26(2014)、R元(2019)年度)をもとに集計。
数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

また、種類別にみると、ばいじんが282千トン(同37.8%)で最も多く、以下、鉱さいが157千トン(同21.0%)、廃プラスチック類が80千トン(同10.7%)、汚泥が62千トン(同8.3%)、がれき類が61千トン(同8.2%)、廃アルカリが28千トン(同3.7%)等となっています。



備考:図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-14 種類別の県外搬出量

(2) 県内への搬入状況

令和元(2019)年度に県内に搬入され、処理された産業廃棄物(県内搬入量)は863千トンで、処理の内訳をみると、中間処理が583千トン(県内搬入量の67.6%)、最終処分は280千トン(同32.4%)となっています。

平成26(2014)年度と比較すると、県内搬入量は中間処理、最終処分のいずれも増加に転じています。

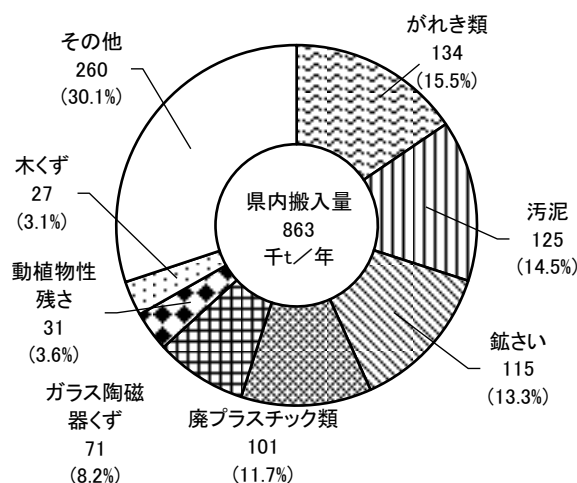
表 4-1-8 県内搬入量の処理状況

(単位:千t/年)

区分		年度	H26(2014)	R元(2019)
処理内訳	中間処理		551	583
	最終処分		160	280
	合計		711	863
種類内訳	がれき類		115	134
	汚泥		170	125
	鉱さい		92	115
	廃プラスチック類		112	101
	ガラス陶磁器くず		15	71
	動植物性残さ		7	31
	木くず		31	27
	その他		169	260
	合計		711	863

備考:環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用実態調査」(平成26(2014)、令和元(2019)年度実績)をもとに集計。数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

また、種類別にみると、がれき類が134千トン(同15.5%)で最も多く、以下、汚泥が125千トン(同14.5%)、鉱さいが115千トン(同13.3%)、廃プラスチック類が101千トン(同11.7%)、ガラス陶磁器くずが71千トン(同8.2%)、動植物性残さが31千トン(同3.6%)、木くずが27千トン(同3.1%)等となっています。



備考:図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-15 種類別の県内搬入量

4. 産業廃棄物処理施設等の状況

(1) 処理業者の許可状況

令和元(2019)年度末現在の処理業の許可業者数(件数)は、県全体で4,785(産業廃棄物処理業:4,200、特別管理産業廃棄物処理業:585)となっています。

平成27(2015)年度以降の許可状況をみると、収集運搬業は産業廃棄物、特別管理産業廃棄物ともに増加していますが、処分業は若干減少しています。

表 4-1-9 産業廃棄物処理業の許可状況

(単位:件数)

区分		年度		H27 (2015)		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		R元 (2019)	
産業 廃棄 物	収集運搬業			3,470	(388)	3,574	(379)	3,643	(360)	3,759	(362)	3,866	(351)
	処分 業	中間処理		324	(187)	321	(186)	323	(185)	322	(184)	320	(185)
		最終処分		5	(3)	6	(3)	5	(3)	6	(4)	7	(4)
		中間処理・最終処分		9	(7)	9	(7)	8	(7)	7	(6)	7	(6)
	小計			3,808	(585)	3,910	(575)	3,979	(555)	4,094	(556)	4,200	(546)
特別 管理 産業 廃棄 物	収集運搬業		522	(58)	529	(55)	553	(50)	562	(49)	564	(47)	
	処分 業	中間処理		20	(16)	20	(16)	18	(14)	18	(14)	18	(14)
		最終処分		3	(2)	3	(2)	3	(2)	3	(2)	3	(2)
		中間処理・最終処分		0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	小計			545	(76)	552	(73)	574	(66)	583	(65)	585	(63)
合計			4,353	(661)	4,462	(648)	4,553	(621)	4,677	(621)	4,785	(609)	

備考:()内は、岡山市及び倉敷市の許可件数(内数)を示す。

(2) 処理施設の設置状況

令和元(2019)年度末現在の処理施設の設置数は、県全体で462(中間処理施設:431、最終処分場:31)となっています。

処理施設の種別では、木くず、がれき類の破碎施設が245で最も多く、以下、汚泥の脱水施設が44、廃プラスチック類の破碎施設が44、産業廃棄物の焼却施設が34等となっています。

平成27(2015)年度以降の施設数の推移をみると、中間処理施設数は減少、最終処分場数は横ばいとなっています。

表 4-1-10 処理施設の設置状況

(単位:施設数)

施設の区分	施設の種類の	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
中間処理施設	汚泥の脱水施設	49 (39)	46 (38)	46 (38)	46 (38)	44 (37)
	汚泥の乾燥施設	8 (3)	8 (3)	8 (3)	8 (3)	8 (3)
	汚泥の焼却施設	21 (17)	21 (17)	19 (15)	17 (13)	17 (13)
	廃油の油水分離施設	8 (6)	8 (6)	8 (6)	8 (6)	8 (6)
	廃油の焼却施設	18 (14)	16 (12)	13 (9)	12 (8)	12 (8)
	廃プラスチック類の破碎施設	46 (38)	46 (37)	45 (36)	45 (36)	44 (37)
	廃プラスチック類の焼却施設	16 (13)	15 (12)	13 (10)	13 (10)	13 (10)
	木くず、がれき類の破碎施設	243 (141)	241 (136)	238 (135)	241 (138)	245 (144)
	コンクリート固型化施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	シアンの分解施設	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	廃PCB等の焼却施設	2 (1)	2 (1)	2 (1)	4 (1)	4 (1)
	産業廃棄物の焼却施設	41 (33)	41 (33)	38 (30)	36 (29)	34 (27)
	小計		454 (307)	446 (297)	432 (285)	432 (284)
最終処分場	安定型最終処分場	23 (14)	22 (14)	20 (13)	19 (13)	18 (12)
	管理型最終処分場	13 (6)	12 (6)	13 (7)	13 (7)	13 (7)
	小計	36 (20)	34 (20)	33 (20)	32 (20)	31 (19)
合計		490 (327)	480 (317)	465 (305)	464 (304)	462 (307)

備考:()内は、岡山市及び倉敷市の施設数(内数)を示す。

県内における最終処分場の残存容量については、令和元(2019)年度末現在で3,315千 m^3 となっています。これを令和元(2019)年度の最終処分実績(県外発生の産業廃棄物を含む県内最終処分量の合計)をもとに県内の最終処分場の残余年数をみると、約5.3年となります。

表 4-1-11 最終処分場の残余年数の推計

(令和元年度末)

区分	最終処分量 (千t/年) A	残余容量 (千 m^3) B	残余年数 (年) B/A
県内の最終処分場	622	3,315	5.3

備考:1)tと m^3 の換算比を1とする

2)最終処分量は、県外から搬入される産業廃棄物を含む

なお、県では、平成18(2006)年度に事業主体である公益財団法人岡山県環境保全事業団と連携し、倉敷市水島沖に公共関与による管理型最終処分場(公共関与臨海部新処分場)の整備を進め、平成21(2009)年4月から供用を開始していますが、埋立が進んでおり、残余容量はわずかとなっています。

表 4-1-12 公共関与臨海部新処分場の埋立進捗率

区分	処分場容量 (千 m^3) A	残余容量 (千 m^3) B	埋立進捗率 (%) (A-B)/A
公共関与臨海部新処分場	2,400	334	86

5. 監視指導等の状況

(1) 処理業者等に対する監視・指導

不法投棄や不適正処理等を防止するため、令和元(2019)年度に県全体で8,916件の立入検査を実施しています。

PCBについては、PCB特措法に基づいて所有量が把握され、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき処理が進んでいることから、平成29(2017)年度以降は立入検査数が減少しています。

表 4-1-13 立入検査の実施状況

(単位:件数)

	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R元(2019)
立入検査件数	10,092 (8,809)	9,759 (8,112)	9,300 (8,215)	8,730 (7,934)	8,916 (8,127)
PCB保管事業者を除く	9,519 (8,500)	9,565 (8,059)	9,225 (8,215)	8,657 (7,934)	8,154 (7,490)
PCB保管事業者	573 (309)	194 (53)	75 (0)	73 (0)	762 (637)

備考:()内は、岡山市及び倉敷市の件数(内数)を示す。

(2) 不法投棄等の防止対策

県では、県民局において、市町村等関係者と連携して監視指導を実施するとともに、監視が手薄になる夜間・休日における監視業務の民間委託や産業廃棄物監視指導員を配置するなど、不法投棄等の防止や早期発見・早期対応に努めています。

しかしながら、県内における産業廃棄物の不法投棄については、表 4-1-14に示すとおりであり、未だに後を絶たない状況です。

表 4-1-14 産業廃棄物の不法投棄件数等の状況

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
投棄件数	7	1	5	3	4
投棄量(t)	277	1,000	3,214	629	32,171

(3) 県外産業廃棄物の事前協議制度

県外産業廃棄物の県内への搬入については、県外の排出事業者から県等に対して事前協議等を行う制度を設けています。

事前協議等に当たっては、廃棄物の種類、処理量、発生工程等を記述させるとともに、廃棄物の種類によっては有害物質等の分析証明書の添付も求め、安全性等の確認を行っています。

6. 第4次計画の目標の達成状況

ここでは、第4次岡山県廃棄物処理計画で設定された産業廃棄物処理の目標に対する達成状況について、令和元(2019)年度実績を用いて評価します。

(1) 第4次計画の目標

ア. 排出抑制の目標

令和2(2020)年度における排出量をおおむね5,649千トンとすることを旨とする。

イ. 再生利用量の目標

令和2(2020)年度におけるリサイクル率を45.4%とすることを旨とする。

ウ. 最終処分量の目標

令和2(2020)年度における最終処分量を303千トンとすることを旨とする。

(2) 達成状況の評価

ア. 排出抑制

現状（令和元(2019)年度実績）の排出量は5,583千トン、計画基準年度の平成26(2014)年度（5,525千トン）に比べて1.0%の増加となっておりますが、このままの状況で推移すれば、第4次計画の目標値（令和2(2020)年度：5,649千トン）は達成する見込みです。

なお、排出量は、経済的要因による影響も大きいと考えられることから、その動向に留意する必要があります。

イ. 再生利用量

現状（令和元(2019)年度実績）のリサイクル率は47.0%、平成26(2014)年度（43.4%）に比べると3.6ポイント高い水準です。また、第4次計画の目標値(令和2(2020)年度：45.4%)に対しても1.6ポイント上回っており、このままの状況で推移すれば、リサイクル率は達成する見込みです。

ウ. 最終処分量

現状（令和元(2019)年度実績）の最終処分量は273千トン、平成26(2014)年度（318千トン）に比べると14.2%（45千トン）減少しており、このままの状況で推移すれば、第4次計画の目標値（令和2(2020)年度：303千トン）は達成する見込みです。

表 4-1-15 第4次計画の目標と現状

項目	年度	第4次計画		現状
		H26(2014)実績	R2(2020)目標値	R元(2019)実績
排出量	(千t/年)	5,525 (100.0%)	5,649 (100.0%)	5,583 (100.0%)
再生利用量	(千t/年)	2,399 (43.4%)	2,565 (45.4%)	2,625 (47.0%)
最終処分量	(千t/年)	318 (5.8%)	303 (5.4%)	273 (4.9%)

備考：1) 網掛け部分が目標値である。

2) ()内は、排出量に対する割合を示す。

7. 産業廃棄物処理に関する課題

(1) 排出抑制と循環的利用の促進による最終処分量の一層の削減

第4次計画の目標の達成状況については、排出量、リサイクル率、最終処分量のいずれも達成できる見込みとなっています。

なお、達成見込みの排出量については、事業者の取組によるものだけでなく、地域の経済的な要因も影響しているものと推察されることから、今後の景気動向にも留意しつつ、引き続きリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）のいわゆる3Rを促進し、最終処分量の一層の削減に努める必要があります。特に廃プラスチック類については排出量が増加してきており、地球温暖化防止やマイクロプラスチックによる海洋汚染防止の観点から3Rを推進する必要があります。

県内で発生する産業廃棄物の最終（埋立）処分量は、実態調査を実施した昭和58(1983)年度1,660千tでしたが、令和元(2019)年度には273千tまで減少しており、これまでの取り組みの効果が表れていますが、なお一層促進する必要があります。

(2) 排出事業者責任の徹底

事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。このため、排出事業者は、委託処理する場合であっても、自らの責任で発生から最終処分（再生を含む。）が終了するまでの一連の処理の流れをマニフェストや実地確認等によつて的確に把握し、適正な処理・循環的利用を確保する必要があります。

県、及び岡山市、倉敷市（以下「県等」という。）においては、県内事業者に対して、岡山県循環資源総合情報支援センターと連携して運営・管理する「おかやま廃棄物ナビ（岡山県循環資源情報提供サイト）」による情報発信や各種研修会など、あらゆる機会を通じて法令等の周知、適正処理の助言・指導等に努め、引き続き排出事業者処理責任の徹底を図っていく必要があります。

(3) 優良な処理業者の育成と適正処理意識の醸成

産業廃棄物処理に対する不安や不信感を払拭し、循環的利用や適正処理を推進するためには、排出事業者だけでなく、地域住民からも信頼され理解が得られる優良な処理業者を育成し、優良な処理業者が優先的に選ばれる健全な市場を形成することが不可欠です。

処理業者は、信頼を確保するため、自ら情報を積極的に公開することによって事業の透明化を図るとともに、ISO14001、エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証を取得するなど、環境配慮の取組を強化する必要があります。また、優良な処理業者の育成・支援等を目的に創設された「優良産廃処理業者認定制度（平成23(2011)年4月施行）」の積極的な活用が求められています。

一方で、適正処理・環境美化意識の醸成や不法投棄等の不適正処理の未然防止を図るため、県等は、立入検査や監視パトロール等の監視指導体制を強化するとともに、講習会や研修会などあらゆる機会を通じて、排出事業者や処理業者への意識改革等についても積極的に推進する必要があります。

(4) 産業廃棄物の広域移動への対応

産業廃棄物の広域処理状況については、平成26(2014)年度は中間処理目的、最終処分目的の両方とも搬入超過（県内搬入量＞県外搬出量）の状態にありましたが、令和元(2019)年度は中間処理目的は搬出超過（県内搬入量＜県外搬出量）、最終処分目的では大幅な搬入超過となっています。

県では、最終処分を主目的とする県外産業廃棄物の搬入に対しては、県民の不安増大のみならず、県内における循環型社会形成や県内発生 of 産業廃棄物の適正処理への支障等を招くことのないよう、これまでどおり搬入前に義務付けている事前協議制度の厳正な運用を図っていく必要があります。

(5) 産業廃棄物処理施設の安定的確保

排出抑制や循環的利用の推進によって産業廃棄物の削減を徹底したとしても、現在の生産・製造技術やリサイクル技術では、すべての産業廃棄物を再生資源・原料や再生品に転換することは困難です。このため、産業廃棄物を適正に処分できる施設を確保することは、県内の適正処理体制の維持のために必要なだけでなく、循環型社会を形成し持続的な発展を図る上でも必要不可欠といえます。

県内の最終処分場については、その残余年数が令和元(2019)年度末現在で5.3年と見込まれていますが、国の廃棄物処理基本方針では10年分程度の確保を目標としていることから、引き続き最終処分量の削減を図るとともに、民間による整備の原則を堅持しつつ、これを補完する立場としての公共関与による産業廃棄物最終処分場の残余容量の確保についても計画的な検討が必要です。

施設の計画・設置に当たっては、廃棄物処理法や岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱等に基づき、安全性・信頼性の高い処理施設の確保に努める必要があります。

近年、局地的豪雨等による災害が多発しており、災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物処理施設の確保についても検討が必要です。なお、公共関与等による産業廃棄物最終処分場は、「平成30年7月豪雨」災害に際しては、県内で発生した災害廃棄物のうち、不燃物や選別後残さ等の受入に尽力するとともに、第1処分場跡地を仮置場用地として提供するなど、被災市町村の適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理に貢献しました。

また、地球温暖化防止の観点から、政府が令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%削減する目標を掲げており、焼却施設の新設・改修等における熱回収（サーマルリサイクル）の取組みや管理型最終処分場における準好気性構造の採用を積極的に進める必要があります。

第2節 産業廃棄物の将来予測と目標

1. 排出量の将来予測

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の将来予測については、今後とも飛躍的な技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現状（令和元(2019)年度実績）における産業廃棄物の排出量と業種ごとの経済指標（活動量指標）との関係は変わらず、排出原単位は変化しないものと仮定して、次式を用いて予測を行いました。

また、業種ごとの活動量指標の将来予測に関しては、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとして、トレンド法を基本に用いています。

業種ごとの予測式：

$$\text{将来の排出量} = \text{排出原単位（令和元(2019)年度実績）} \times \text{活動量指標（予測値）}$$

業種ごとの活動量指標の予測値

- ◆建設業：「元請完成工事高」のトレンドをもとに適合度の高い回帰式で推計した。
- ◆製造業：「製造品出荷額等」のトレンドをもとに適合度の高い回帰式で推計した。
- ◆電気・水道業：各施設の将来計画値をそのまま用いた。
- ◆その他業種：「従業者数」のトレンドをもとに業種別に適合度の高い回帰式で推計した。

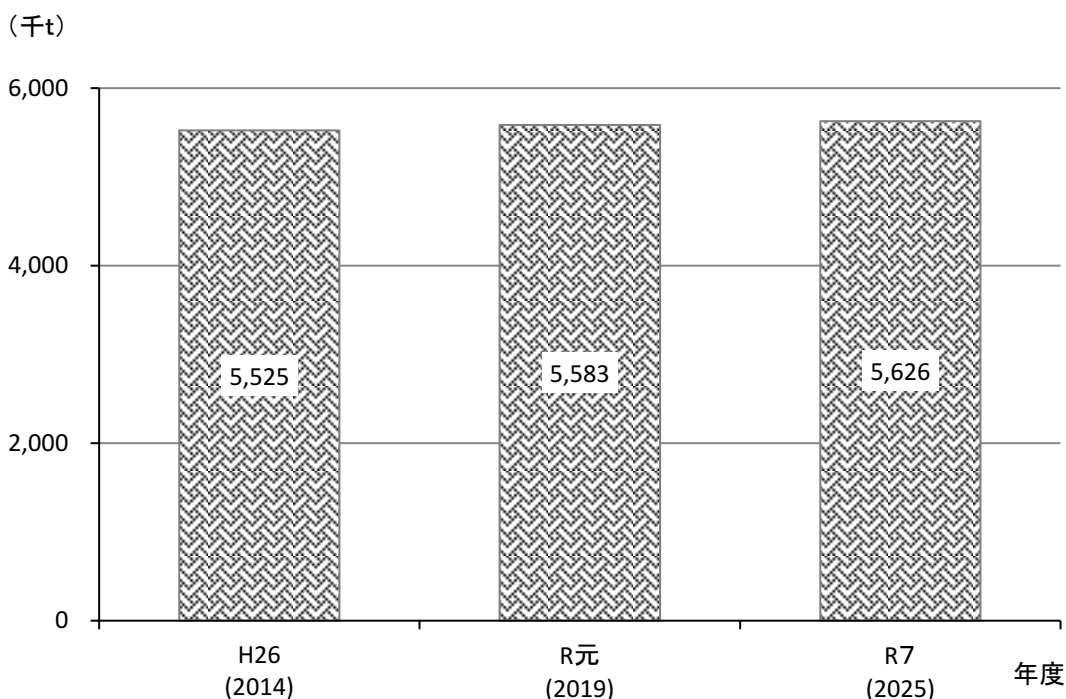


図 4-2-1 排出量の将来予測

(1) 種類別排出量の将来予測

令和7(2025)年度における種類別排出量の予測結果をみると、令和元(2019)年度と比べて、汚泥は増加、がれき類、ばいじん等は減少すると予測されます。

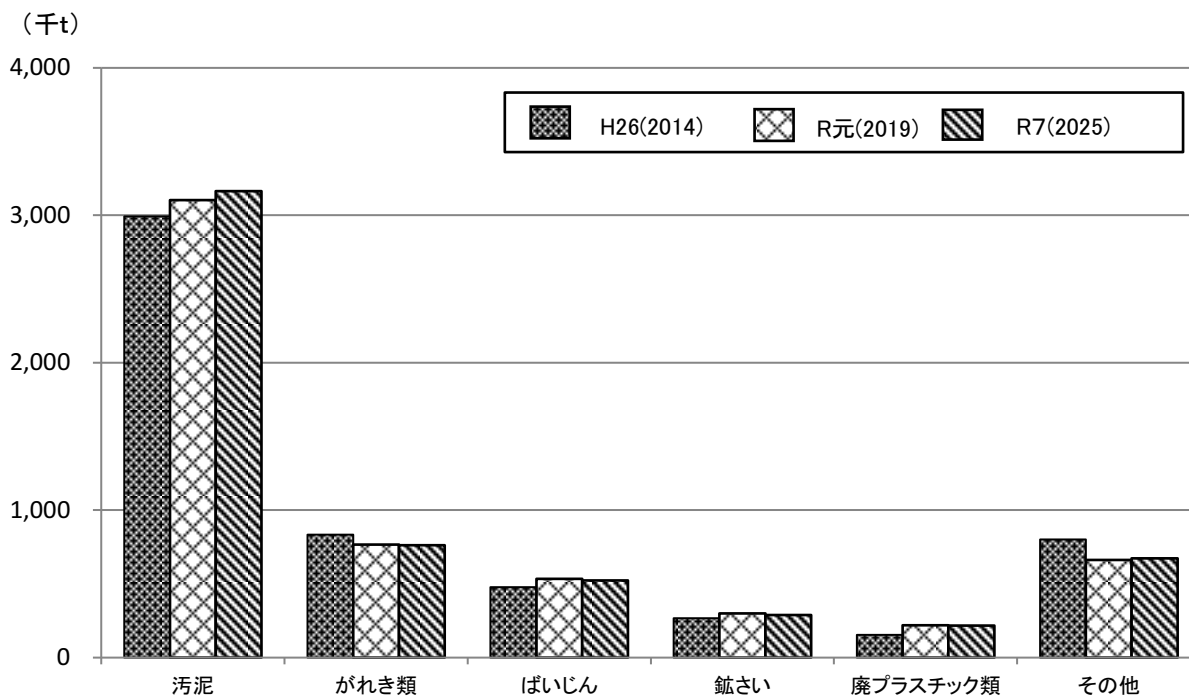


図 4-2-2 種類別排出量の将来予測

表 4-2-1 種類別排出量の将来予測

(単位:千t/年)

種類	年度	H26(2014)		R元(2019)		R7(2025)	
		排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)
合計		5,525	100.0	5,583	100.0	5,626	100.0
汚泥		2,991	54.1	3,102	55.6	3,163	56.2
がれき類		834	15.1	767	13.7	763	13.6
ばいじん		477	8.6	534	9.6	523	9.3
鉱さい		267	4.8	300	5.4	288	5.1
廃プラスチック類		154	2.8	219	3.9	217	3.9
その他		801	14.5	662	11.9	673	12.0

(2) 業種別排出量の将来予測

令和7(2025)年度における業種別排出量の予測結果をみると、令和元(2019)年度と比べて、電気・水道業、建設業は増加する傾向に、製造業、その他の業種では減少すると予測されます。

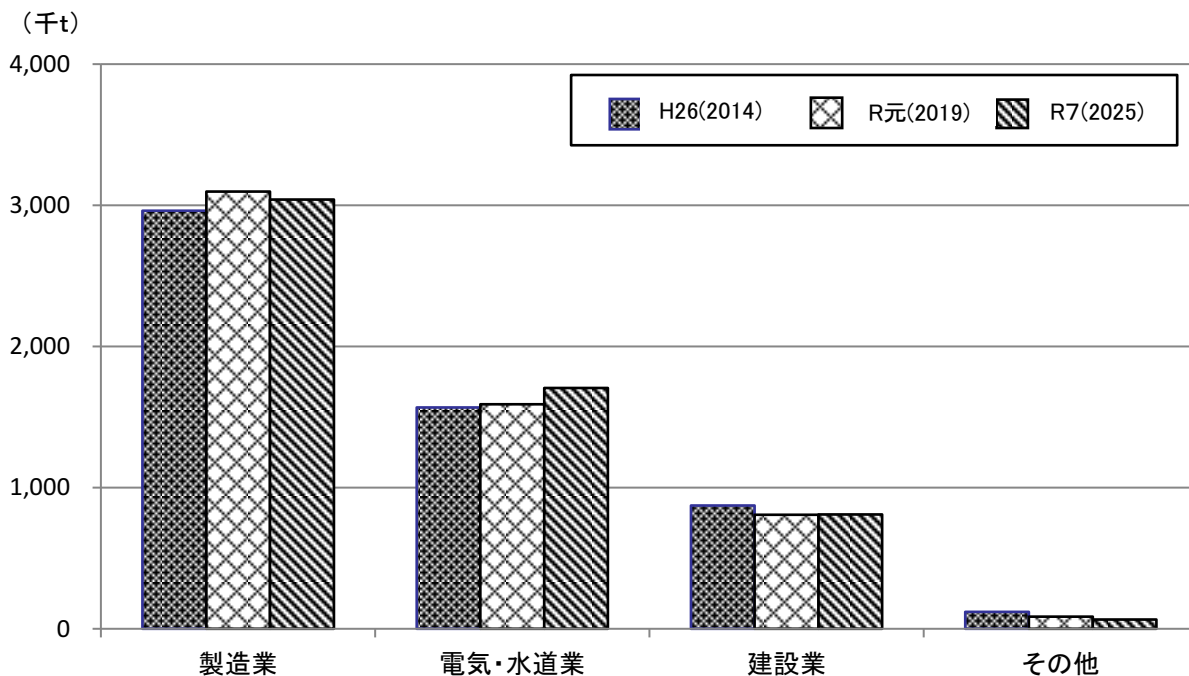


図 4-2-3 業種別排出量の将来予測

表 4-2-2 業種別排出量の将来予測

(単位:千t/年)

業種	年度	H26(2014)		R元(2019)		R7(2025)	
		排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)
合計		5,525	100.0	5,583	100.0	5,626	100.0
製造業		2,961	53.6	3,098	55.5	3,040	54.0
電気・水道業		1,569	28.4	1,590	28.5	1,707	30.3
建設業		874	15.8	809	14.5	811	14.4
その他		120	2.2	87	1.6	66	1.2

2. 処理の将来予測

処理状況の将来予測については、排出事業者や処理業者による減量化・リサイクルなど現状の取組が将来も同様に行われるものと仮定して推計を行いました。

令和7(2025)年度における処理状況の予測結果をみると、排出量5,626千トンのうち、45.9%が再生利用され、49.2%が中間処理によって減量化、4.8%が最終処分されるものと見込まれます。

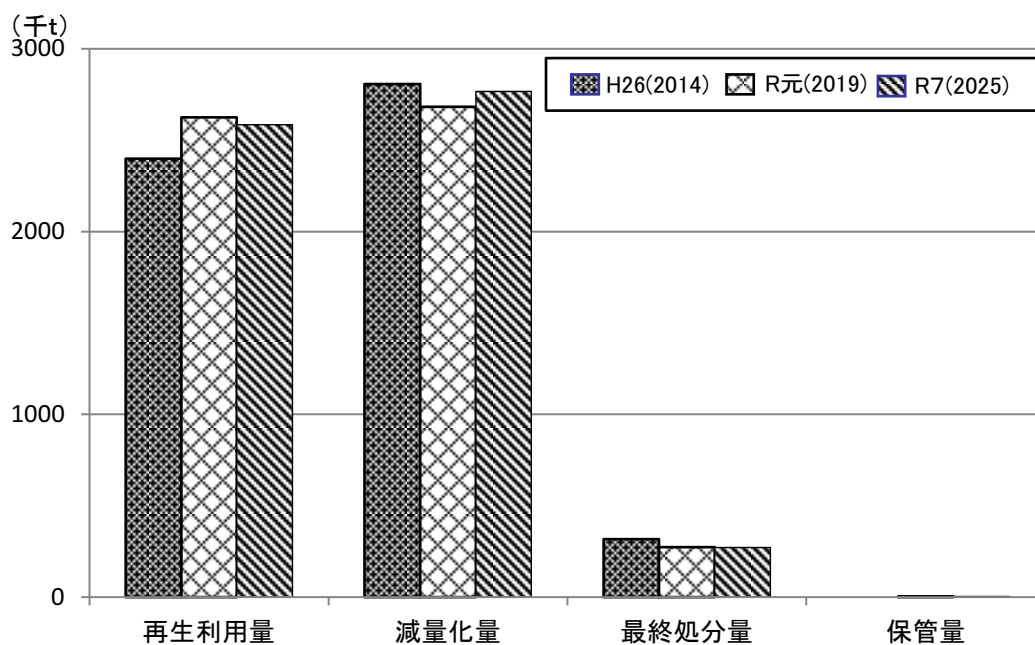


図 4-2-4 処理状況の将来予測

表 4-2-3 処理状況の将来予測

(単位:千t/年)

項目	H26(2014)		R元(2019)		R7(2025)	
	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)
排出量	5,525	100.0	5,583	100.0	5,626	100.0
再生利用量	2,399	43.4	2,625	47.0	2,585	45.9
減量化量	2,808	50.8	2,683	48.0	2,767	49.2
最終処分量	318	5.8	273	4.9	271	4.8
保管量	0	0.0	3	0.1	3	0.1

3. 産業廃棄物の再生利用等の目標

国の第四次循環型社会形成推進基本計画において示された目標や本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

表 4-2-4 国の第四次循環型社会形成推進基本計画における産業廃棄物の目標値

	令和7(2025)年度目標値
排出量	約3億9千万 t (令和元(2019)年度実績：約3億8千万 t)
出口側の循環利用率	約38% (令和元(2019)年度実績：約36%)
最終処分量	約1,000万 t (令和元(2019)年度実績：9,152千 t)

(1) 排出量の目標

令和7(2025)年度における排出量をおおむね 5,626 千 t/年 とすることを目指します。

国の目標値では、令和元(2019)年度から令和7(2025)年度の6年間での排出量の増加率を約2.7%に抑制することになります。

本県における排出量の目標としては、令和元(2019)年度の実績(5,583千 t/年)を基準とし、国の目標値と同等の増加率に抑制するとした場合には5,734千 t/年となりますが、この数値は令和7(2025)年度の将来予測値よりを上回ることから、将来予測値の5,626千 t/年を着実に実現することを目標とします。

(2) リサイクル率の目標

令和7(2025)年度におけるリサイクル率を 47.0% とすることを目指します。

国の目標では、出口側の循環利用率(≒リサイクル率)を令和元(2019)年度から2ポイント増加させることになっており、本県のリサイクル率の目標は、国の目標に準ずると49.0%となります。

しかしながら、本県の種類別排出量については、全国平均と比べて汚泥の比率が高い(令和元(2019)年度実績：本県 55.6%、全国 44.0%) 特色があり、これに伴い、汚泥の脱水等に起因する減量化率が高く(令和元(2019)年度実績：本県 48%、全国 45%)、減量化率の令和7(2025)年度における将来予測は49.2%まで増加する見込みとなっています。

そのため、令和7(2025)年度のリサイクル率の将来予測値は45.9%に減少すると見込まれるところですが、令和元(2019)年度実績値である47.0%を維持することを目標とします。

(3) 最終処分量の目標

令和7(2025)年度における最終処分量を271千t/年 とすることを目指します。

国の目標値では、令和元(2019)年度から令和7(2025)年度の6年間での最終処分量の増加率を約9%に抑制することになります。

本県の最終処分量の目標は、国の目標値に準ずると298千t/年となりますが、この数値は令和7(2025)年度の将来予測値を上回ることから、将来予測値の271千t/年を着実に実現することを目標とします。

(4) 排出抑制・資源化率の目標

令和7(2025)年度における排出抑制・資源化率を96% とすることを目指します。

岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）において令和6(2024)年度の目標値を96%と定めていることから、上記の各目標も踏まえ、令和7(2025)年度においてもこの目標値を確実に達成することを目標とします。

以上の産業廃棄物の再生利用等の目標を整理すると、次のとおりです。

表 4-2-5 産業廃棄物の再生利用等の目標

項目	年度	H26実績	R元実績	R7予測値	R7目標値
	排出量	千t	5,525	5,583	5,626
リサイクル率	%	43.4	47.0	45.9	47.0
最終処分量	千t	318	273	271	271
排出抑制・資源化率	%	95.4	96.1	96.1	96

備考：1) 網掛け部分は目標値である。

2) リサイクル率＝再生利用量÷排出量×100

3) 排出抑制・資源化率＝(1－埋立処分量÷平成17(2005)年度の排出量)×100

第3節 目標達成等に向けての取組

【取組項目に付しているマークの意味】

- 新規 今期計画から新たに取り組む項目
- 拡充 前期計画から取組みを拡充した項目
- 重点 今期計画で重点的に取り組む項目

1. 排出者の責務の徹底・強化

(1) 廃棄物処理法の周知徹底と指導強化 重点

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、処理責任を有する排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく処理基準や委託基準等の遵守、マニフェスト制度の適正な運用などの周知徹底を図るとともに指導を強化する必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物は排出事業者が処理責任があること（排出事業者処理責任）や法改正事項等を周知するため、引き続き講習会等を開催するとともに、事業場への立入検査を計画的に実施するなど、排出事業者への監視・指導を徹底します。 ○ 産業廃棄物の自社保管（事業場外）に関する届出制度、排出事業者が処理業者に処理委託する際の基準（委託基準）の遵守、排出事業者自らが産業廃棄物の処理の流れを的確に把握するためのマニフェスト制度（紙又は電子マニフェスト）の適正な運用や実地確認などについて、あらゆる機会を通じて周知するとともに、立入検査等による監視・指導を一層強化します。 ○ 事務処理の効率化や処理状況の即時把握など情報管理の合理化等が図れ、他者による偽造など不適正処理の防止に効果のある電子マニフェストの普及促進に努めます。

(2) 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底

多量排出事業者（産業廃棄物の年間排出量が1,000トン（特別管理産業廃棄物は50トン）以上の事業場を設置している事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量等その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成の上、県知事及び政令市長（以下「知事等」という。）に提出し、また、その処理計画の実施の状況（以下「実施状況」という。）を県知事等に報告する義務があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 多量排出事業者から提出された処理計画及び実施状況については、インターネットにより情報公開することで、多量排出事業者のさらなる排出抑制や再生利用等の取組が期待されることから、処理計画等の作成・提出義務の周知、取組への指導等を徹底します。

(3) 環境マネジメントシステムの導入促進

企業や自治体などの組織が自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に減らしていくための経営手法・仕組みを定めた国際規格であるISO14001や、中小事業者等の幅広い事業者における環境への取組を促進するために環境省が策定したエコアクション21の普及を進めています。

主 な 取 組
<p>○ 循環型社会の形成には、単に物質的な循環のみならず、関係事業者の環境に配慮した事業活動の展開が不可欠であり、事業者による自主的かつ積極的な取組が望まれます。県では、県内事業者によるISO14001の認証の取得や、エコアクション21の導入を促進するため、引き続き情報提供や県の物品の調達での入札資格審査において優遇措置等を行います。</p> <p><エコアクション21認証・登録制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人持続性推進機構 (http://www.ea21.jp/)

(4) リサイクル関連法に基づくリサイクルの推進

廃棄物等の循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）をより一層推進するためには、廃棄物処理法だけでなく、リサイクル関連法の関係者への周知の徹底と円滑かつ適正な運用が不可欠です。

主 な 取 組
<p>○ 資源有効利用促進法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法などリサイクル関連法の周知を図り、リサイクルの一層の促進、製造業者による自主的取組等が効果的かつ円滑に進むよう、関係機関とも連携し、関係者に対し法令遵守の徹底を図ります。</p> <p>○ プラスチック資源循環法の施行に向けて、事業者への制度の周知を図ります。</p>

2. 排出抑制と循環的利用の推進

(1) 再生品等の使用促進（再掲）

再生品の使用促進を図るためには、事業者の主体的な取組により、魅力的で、かつ、市場競争力のある再生品が開発・販売され、それが県民・事業者へ広くPRされることが重要です。

また、製品やサービスを購入する際に必要性を十分考え、環境を考慮して環境への負荷ができるだけ少ないものを選び、環境負荷の低減に努めている事業者から購入し、購入した製品やサービスが不要になった場合に適切に破棄することを「グリーン購入」と言います。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を有しています。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクル製品の需要を喚起するため、県、事業者、県民が取り組むべき事項等を定めた「岡山県再生品の使用促進に関する指針」の周知徹底を図るとともに、新たな製品等に対応した製品の種類や品目の拡充に努め、再生品等の普及を図ります。 ○ 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、グリーン購入に努めます。 ○ 県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、県ホームページや各種広報媒体などを活用して県民や事業者に対しこれらの製品を積極的にPRするとともに、イベントや展示会において製品とともに優れた活用事例を紹介するなどして使用促進を図ります。また、機能、用途、デザイン面などの高付加価値化、リサイクル技術の高度化による低価格化など、市場競争力の高いリサイクル製品の開発に取り組む事業者を支援します。こうした取組により、減少傾向にある「岡山県エコ製品」の認定品目数を、令和7(2025)年度の努力目標として、382以上とします。 ○ 公共工事に係る資材の調達に関しては、引き続き「岡山県エコ製品」の優先的な調達に努めるとともに、「特定調達品目（再生加熱アスファルト混合物、再生骨材、プレキャストコンクリート製品）」については、毎年度これらの調達状況を把握し、その結果を環境白書や県ホームページ等で公表します。

(2) 環境にやさしい企業づくり

岡山エコ事業所認定制度は、循環型社会の形成のための取組が先進的、かつ、優秀であると認められる県内の事業所を県が「岡山エコ事業所」と認定し、その取組を他の事業者及び県民の間に広く周知することにより、循環型社会の形成に向けた取組の促進を図るものです。また、県内の企業は、中小企業が大部分を占めていることから、環境にやさしい企業づくりを推進するためには、中小企業への取組を強化する必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。 ○ 岡山エコ事業所の認定事業所数を、令和7(2025)年度の努力目標として、261以上とします。 ○ 中小企業に対し、廃棄物の排出抑制・リサイクルなどの取組に対する助言や情報提供等の支援を行い、事業活動における3Rの促進を進めます。

(3) 最終処分量の多い品目の減量化・リサイクルの推進

汚泥、鉱さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、燃え殻、廃プラスチック類の6品目で最終処分量全体の約9割を占めています。これら排出量が多く、最終処分量も多い品目については、その組成・性状等を的確に把握した上で、安全性を確保しながら、減量化・リサイクルを一層推進する必要があります。なお、汚泥、鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃プラスチック類については「岡山県循環型社会形成推進条例」の規定により、循環資源に指定されています。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終処分量の多い6品目については、引き続き排出事業者に対してごみゼロガイドラインに沿った取組を促し、先進的な排出抑制の取組事例や、新たなリサイクル技術情報などを紹介するとともに、現在、県内民間事業者において焼成施設の建設が予定されていることから、こうした施設の活用も図ることにより、最終処分量の削減、リサイクルに向けた取組を一層促進します。 ○ コンクリート塊やアスファルト塊などのがれき類については、建設リサイクル法に基づき再資源化が適切に行われるよう、関係機関（建設部局、環境部局及び国の労働基準監督機関）合同による県内一斉パトロールを実施するなど、監視・指導を徹底・強化するとともに関係者の意識向上に努めます。

(4) 循環型産業クラスターの形成

循環型社会の形成のため、今後の成長が見込まれる環境関連分野において、産学官連携による広域的なネットワークを形成するとともに、事業者による競争力のある製品の研究開発と事業化を促進する必要があります。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の3Rを推進するため、地域ミニエコタウン事業により、先進的なリサイクル関係施設の整備や新技術の開発等を行う事業者に対して経済的支援を行います。 ○ 「中四国環境ビジネスネット（B-net）」事業により、（公財）岡山県産業振興財団内に配置した環境産業支援コーディネータと環境産業推進員による県内企業の訪問や中国地域産学官連携コンソーシアム（さんさんコンソ）との連携、ホームページ等の公開情報の活用により、大学や企業のニーズ・シーズ情報の収集を行うとともに産学官連携による県内企業ニーズとのマッチングを推進します。 ○ エコプロダクツ製品化支援事業により、事業者が、「岡山県エコ製品」への認定を目指すなど循環資源を原料とした競争力ある新製品開発のための事業化可能性調査・検証事業や実用化研究事業、改良研究事業を行う場合に必要とする経費の一部を補助し、県内地域産業の活性化と、循環型社会の形成促進を図ります。

(5) バイオマス資源の利活用の推進

持続的に再生可能な生物由来のバイオマスについては、その性質や特性、地域の実情に合わせて、循環的に最大限利活用していく必要があります。県では、地域の木質バイオマス資源を活用する新たな産業の創出により、地域経済の発展と地球温暖化防止を図る「おかやまグリーンバイオ・プロジェクト」等を推進しています。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 製材端材等の木質バイオマスの利活用による新たなバイオマス産業の創出を目指し、高機能で付加価値の高い新素材（セルロースナノファイバー）等を活用した製品や用途に係る研究開発や事業化を行う県内企業等を支援します。また、グリーンバイオ・プロジェクト技術アドバイザーによる先端技術情報の収集や情報提供を行います。 ○ 令和3(2021)年7月現在、県内では真庭市、津山市、西粟倉村の3自治体が、国のバイオマス産業都市の選定を受けるなど、地域の実情や各種バイオマス資源の特性に応じて具体的な取組や検討が進められています。県では、廃棄物系バイオマスの利活用が広まるよう、必要な情報提供等を行います。 ○ 都市部エネルギーの地産地消を目指して、下水道資源の有効利用について検討を行います。

(6) 農業系廃棄物のリサイクル・適正処理等の推進

畜産農家から排出される家畜のふん尿については、国の基本方針及び「家畜排せつ物の利用の促進を図るための岡山県計画」に基づき、計画的に整備を進めてきた堆肥舎等を活用して、引き続き適正な処理・利用の促進を図ります。

そのため、畜産農家等においては生産したたい肥を耕種農家と連携を図りながら、一層利用を促進し、環境と調和のとれた農業生産を推進します。

また、果樹、野菜、花きのハウス、雨よけ施設等で使用された農業用使用済みプラスチックについて、市町村、農協等の関係団体と連携し、地域における回収・処理体制の一層の充実と、リサイクル処理を主体とした適正処理の推進を図るとともに、引き続き、環境意識の高まりにつながるよう、農業資材の適正な使用方法について、より効果的な啓発活動を行います。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で排出される家畜のふん尿等を有効利用するため畜産農家と耕種農家との連携を図り、肥料等の利用拡大を促進します。また、相当量の家畜排せつ物が発生する大規模畜産農家等に対して、良質たい肥の生産やその流通促進等を図るため、技術指導等の支援を行います。 ○ 農家から排出される農業用使用済みプラスチック類について、市町村、農協等と連携し、農業用使用済みプラスチックの40%以上が適正にリサイクル処理されるよう、周知・啓発等を行います。 ○ 被覆肥料の被膜殻の流出防止対策の必要性について、農業団体が開催する講演会や地域でのイベント等を活用し、より効果的な啓発活動を行います。

(7) プラスチックごみの排出抑制・リサイクルの推進 新規 重点

海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和3(2021)年6月にプラスチック資源循環法が制定されたところであり、県内でも、事業者に対する情報提供や3Rの取組みへの支援を行うことにより、プラスチックごみのさらなる排出抑制・リサイクルを推進します。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県庁プラスチックごみ削減指針に沿って、県庁が率先してプラスチック3Rに取り組みます。 ○ 「おかやまプラスチック3R宣言事業所」を募集・登録し、事業者による主体的なプラスチックごみ削減の取組促進を図ります。 ○ 事業者向けプラスチック3R推進セミナーの開催等により、プラスチックごみ問題への理解を深めるとともに、法制度の周知や3Rの取組事例を紹介することで事業者のプラスチック3Rの取組みを支援します。

3. 適正処理の推進

(1) 優良な処理業者の育成と認定制度の普及促進

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するに当たって、優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備し、産業廃棄物の処理の一層の適正化を図るため、平成23(2011)年度から「優良産廃処理業者認定制度」を運用しています。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の適正処理を推進し、優良な処理業者を育成・支援するため、「優良産廃処理業者認定制度」を、講習会、県ホームページなどを通じて周知・啓発に努め、産業廃棄物処理業者の認定取得を促進します。

(2) 適正処理に係る講習会・研修会等の充実

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理基準・委託基準、処理施設の構造基準等について適正な処理が確保されるよう、排出事業者や処理業者等に対して周知徹底を図っていく必要があります。

また、産業廃棄物の処理については、日々の国民の生活や経済活動を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス等による感染症が流行した場合にも、感染防止策を十分に講じつつ安定的に業務を継続することが求められていることから、国とも連携しながら、事業者に対して業務継続に必要な情報提供を行うとともに対応策の検討を促すことにより、適正処理の確保に努めます。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の適正処理の推進や処理技術の向上を図るため、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会等とも連携し、排出事業者や処理業者を対象とした講習会・研修会等を定期的に行います。 ○ 講習会・研修会では、電子マニフェスト制度、優良産廃処理業者認定制度、エコアクション21、環境会計など経営基盤の健全化に繋がる内容や、有害物質等を含む産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の適正処理などを中心として、内容の充実を図っていきます。

(3) 県外産業廃棄物の搬入抑制に向けての対応

産業廃棄物は、県域を越えて広域処理が行われており、不適切な産業廃棄物が県内処分業者に搬入されることのないよう、他県との調整を図りながら的確な対応に努める必要があります。

主 な 取 組
○ 県外から搬入される産業廃棄物に対しては、引き続き、事前協議制度を厳正に運用することによって、実態の把握を行い、適正処理の確保等に努めます。

(4) 不法投棄等の不適正処理対策の強化 **重点**

野外焼却や不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見のため、監視や指導体制の強化が必要です。

主 な 取 組
○ 産業廃棄物監視指導員による日常的な監視パトロールをはじめ、夜間休日監視や上空監視等の徹底した監視、不法投棄110番の設置による事案の早期捕捉により、不法投棄等の防止と早期発見に努めます。

(5) ダイオキシン類排出削減対策の指導の徹底

産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量については、構造基準や維持管理基準などの強化による削減対策の推進により全国的にも減少していますが、引き続き、基準値を遵守した適切な運転を確保していく必要があります。

主 な 取 組
○ 産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量については、ダイオキシン類対策特別措置法の制定や、廃棄物処理法の改正により、排出基準、構造基準、維持管理基準等が大幅に強化されたことから、全国的に大幅に減少していますが、施設設置者による排ガス中のダイオキシン類の自主測定・報告の徹底や立入検査による排ガス測定の実施などによって、施設設置者に対する監視・指導を徹底し、基準値を超過した設置者に対しては、使用停止を命ずるなど厳正に対応します。

(6) アスベスト廃棄物の適正処理の推進

吹き付け石綿の除去工事に伴って排出される飛散性の廃石綿等や解体工事により排出される非飛散性の石綿含有産業廃棄物などの石綿を含む産業廃棄物は、他の廃棄物と区別して適正な処理を行うよう厳正に管理を行う必要があります。

主 な 取 組
○ 解体工事業者及び処理業者に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（令和3（2021）年3月）」等の周知の徹底を図り、解体工事現場や処理業者への監視・指導を強化するとともに、関係行政機関・関係団体で構成する「岡山県アスベスト対策協議会」における取組などにより適正処理を推進します。

(7) PCB廃棄物の適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）に基づく「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（令和3（2021）年3月改訂。以下「県計画」という。）に基づき、保管事業者及び使用事業者に対して、適正な保管等の監視・指導を行うとともに、対象となるPCB廃棄物の期限内（令和9（2027）年3月末まで）の確実かつ適正な処理の推進を図る必要があります。

主 な 取 組
○ PCB廃棄物の保管・処分状況を把握し、保管事業者に適正な保管および処分期限までの処分を指導し、県計画に基づく計画的な処理を推進します。

(8) 水銀廃棄物の適正処理の推進

平成25(2013)年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、水銀を含む廃棄物に関して廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則が改正され、平成29(2017)年10月から全面施行されています。

これにより、「廃水銀等」が特別管理産業廃棄物に指定されるとともに「水銀使用製品産業廃棄物」等が産業廃棄物の枠組みとして追加され、その処理基準等が追加されたことから、これらの基準を遵守した適正な処理を推進する必要があります。

主 な 取 組
○ 事業者に対して法令や水銀廃棄物ガイドラインの周知の徹底を図ることなどにより、県内における水銀廃棄物の適正な処理を推進します。

4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

(1) 産業廃棄物処理施設の安定的確保

県内における産業廃棄物の適正処理を推進し、適正処理体制を維持するためには、安全性、信頼性の高い処理施設の安定的な確保が不可欠です。このため、県では、施設の設置者への必要な指導・助言等を行うとともに、施設の設置者は、情報公開等により処理施設に対する住民からの信頼の向上に努める必要があります。

主 な 取 組		
○ 県では、処理施設の設置計画者に対し、廃棄物処理法や「岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、引き続き適正な指導・助言を行っていきます。		
○ 産業廃棄物の焼却施設の整備等に当たっては、地球温暖化防止の観点から、熱回収が可能な施設の整備について、設置計画者に助言します。		
○ 地域住民と処理施設の運営主体が相互理解を深めるためには、処理施設の維持管理状況等を積極的に情報公開することが重要であることから、とりわけ焼却施設及び最終処分場については、これらの情報をインターネット等により広く公開するよう設置者を指導します。		
○ 県内における最終処分容量の適正な確保については、民間による整備の原則は堅持しつつ、国の基本方針や災害時の支援等も視野に入れ、民間処理を補完する立場から、公益財団法人岡山県環境保全事業団と連携して公共関与による産業廃棄物最終処分場を整備していますが、現在供用している第2処分場の残余容量がわずかとなっていることから、延命化を目的とした嵩上げの変更許可取得に向けた手続きを進めており、より長期に渡る安定的な最終処分容量の確保を図ります。		
	埋立面積	埋立容量
当初計画	約23万㎡	約2,400千 m ³
変更計画	変更なし	約4,600千 m ³

5. 廃棄物情報の共有化と相互理解

(1) 廃棄物等関連情報の充実と情報公開の推進

循環型社会の形成を推進するため、県内発生 of 廃棄物を循環資源としてその情報を共有し、利用を拡大する必要があります。また、県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有など、各主体間で情報を共有することは相互理解を深める上で重要なテーマとなっています。加えて、廃棄物に関する多くの情報を県民や事業者に分かりやすい表現で伝えていくことが重要です。とりわけ、産業廃棄物処理の透明化は、処理業全体の社会的信頼を高め、優良な処理業者が選択される環境づくりに役立つものと考えられます。

主 な 取 組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県循環資源総合情報支援センターと連携して運営・管理する「おかやま廃棄物ナビ（岡山県循環資源情報提供サイト）」において、様々な機会を活用した情報の受発信を行います。 ア 企業間における循環資源に関する情報交換 イ 事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的利用及び処分に資する情報提供 ウ 循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供 ○ 地域の循環資源を活用した地域密着型の資源循環システムの調査、研究・開発等を推進するとともに、これらの成果（情報）を積極的に公開します。

(2) 環境教育・環境学習の推進（再掲）

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

主 な 取 組

- 学校・公民館、自治会・子ども会など幅広い年齢層を対象に環境学習出前講座を開催するとともに、環境セミナー等の各種普及啓発イベントを実施しながら、環境学習を通じて、自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりを進めます。
- 環境学習器材を装備した移動環境学習車を活用し、県内各地で子どもや地域住民等に対する環境学習を行います。
- 環境問題に対する正しい理解と環境意識の高揚を図るため、小中学生、地域団体等を対象に、環境関係施設を見学・体験する「環境学習エコツアー」を実施します。
- 子どもたちが、身近な環境問題について正しい認識を持ち、自然観察やリサイクル活動などに取り組めるよう、こどもエコクラブや水辺の生きもの学習など、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援します。
- 環境教育を重点的に行う高等学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学の研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気づき、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図るとともに、環境教育に関する教材を開発しています。
- 地域のNPO等環境団体との意見交換や効果的な環境学習の企画提案の場として平成20(2008)年に設置した「岡山県環境学習協働推進広場」を基盤に、広場の登録講師を派遣して行う環境学習・出前講座など、関係団体と行政との協働による環境学習を推進します。
- 地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、NPO等環境団体、事業者、大学などとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。
- 地球温暖化を防ぐため、地球にやさしい生活に取り組む人たちを、「アースキーパー（地球を守る人）」として会員登録することによって、省エネ重視のエコなライフスタイルへの転換を図ります。また、「アースキーパーのつどい」の開催、ホームページにおける普及啓発ツールの運用を行います。

<参考>

産業廃棄物処理税は、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の推進を図ることを目的として平成15(2003)年4月に導入し、上記の施策に充てられるほか、将来にわたり、県民の意識改革や廃棄物の適正処理に取り組む必要があることから、岡山県環境保全循環型社会形成推進基金に積み立てています。

その後、産業廃棄物処理税条例の規定（施行後5年を目途に見直し）により、平成19(2007)年度、平成24(2012)年度及び平成29(2017)年度に施行後の状況、社会経済情勢の推移、事業の成果についての評価・分析を行い、納税者や関係各機関等の意見を聞いた結果、平成30(2018)年4月以降も現行の課税制度による産業廃棄物処理税及び税収を活用した事業を継続することとなりました。

◆産業廃棄物処理税は3つの区分の事業に充当されています。

- ①「産業活動の支援」：リサイクル技術の開発支援・リサイクル製品の利用促進など
- ②「適正処理の推進」：不法投棄の未然防止対策など
- ③「意識の改革」：環境教育・環境学習、循環資源等の情報提供など